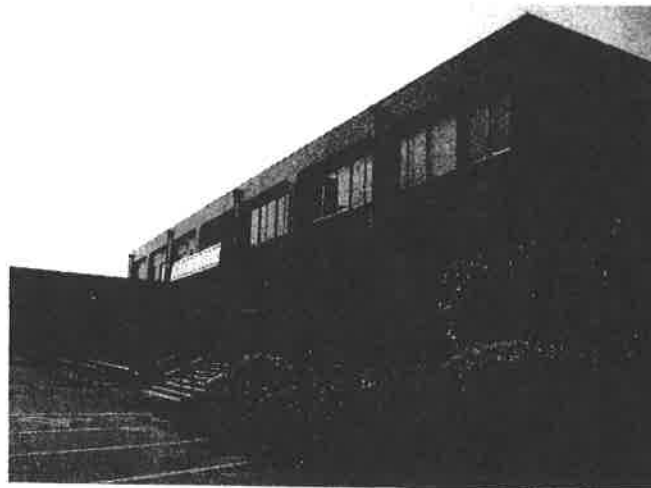


虐待ケースに関わって

2015. 11. 8

井笠圏域障害者相談支援センターふぁみりあ
相談支援専門員 新居 宏介

井笠圏域 障害者相談支援センター



障 害 者 虐 待

平成24年10月1日、「障害者虐待防止法」の施行により、障害者虐待に気づいた人は市町村窓口に通報しなければならない義務が定められました。地域住民一人ひとりが小さな兆候を見逃さず速やかに通報または相談することによって、障害者虐待の早期発見につながり虐待の深刻化を防ぐとともに、家族等の支援を行う事が出来ます。

事 例

Aさん

40代男性

療育手帳 B

障害基礎年金2級

母、姉、本人の3人暮らし

(父は平成16年に他界)

状 況

・母

父の生前は、言われた事をするといった感じであった。父が亡くなってからは姉が主となって動いているので任せている。姉の意にそぐわない事を言うと、姉から手が出る事もあったようで母は姉の言う事にしがっている。能力も少し低いように感じられる。

・姉

一家を支えてくれていた父が平成16年2月に亡くなってからは、自分が家族を支えて行かないといけないと思い頑張っている。

・本人

昼夜逆転しており、昼頃に起きて家の周りの草取りやハローワークに行っている。

経 緯

包括支援センターからの連絡

訪問している家庭に療育手帳を持っている方がいる。その方の支援をお願いできないかとの連絡が入る。

包括支援センターは、姉が母に対しネグレクトを行っているという事で継続支援を行っていた。

その際、普段出て来られない本人が玄関先に出て来られ話を聞いてみると、仕事をしたいとの話が出た。

障害者相談支援センターがある事を伝えていただきますので、就労先と一緒に探してもらえないかとの事であった。

療育手帳の更新が切れており、更新支援、就労支援を行う事になった。しかし就労支援については、姉からの拒否が強く、包括支援センターと情報共有をしながら見守っていた。

収入

- ・母の年金
- ・本人の障害基礎年金

アセスメント・ニーズ

- ・幼少期
障害児施設
- ・学齢期
養護学校
- ・就労、現状
就労は数社経験あり

現状は働いていない
- ・ニーズ
「仕事をしたい」「昼からの仕事はないか」

情報共有

・ケア会議

母の関係者、本人の関係者が集まり情報共有を行う。
母については、今までに何度も話し合いを持って来られており、自宅内で生活が行えるように話しをしている。それにあたって、玄関先、室内にある無数のゴミ？を片付けるように話している。

・役割分担

包括支援センターは今まで通り母を中心に定期訪問

相談員は本人の支援

市の保健師は姉の支援

母の緊急保護

・家はゴミ屋敷

自宅は、色々な物が多くあり、住めるスペースが少ない状況。姉が言われるのに、宝物があり触らないで欲しい。こちらが見る限り、食べ終わった弁当の入れ物やチラシ、雑誌、段ボール等が多く見られた。

本人は自宅で寝ているが、姉と母は、家の軒下で寝ている状況。姉の話では、本人が怒ってくるので離れていると言われる。

・母の緊急保護

雪が降っている寒い時期に、近所から包括支援センターへ母が軒下で寝ている大丈夫なのかと通報が入る。包括支援センター、市の介護保険担当者、警察で自宅へ行き、母は緊急保護で施設へ入所されることになった。

関係者については、その都度自宅で寝よう話していたが変わる事はなかった。警察にも前もって情報提供しており、自宅へ行き警告は行っていたが改善は見られなかった。

こういった経緯があり、警察権限で保護して今回の緊急保護に至った。

居住場所

- ・二人暮らし
- ・今後の生活について確認
- ・居住場所

今後について (障害のある人を守るための5か条)

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡する
見て見ぬふりをしないで、虐待に気づいたら速やかに市町村等に通報しなければなりません。
2. 虐待をしている側の「自覚」は問わない
虐待をしている側にその自覚が無くても、障害のある人が苦痛を感じている場合があります。
3. 障害のある人本人の自覚は問わない
障害の特性から、虐待だと認識できない場合や訴えない場合も、その行為(虐待)が正当化され、許されるわけではありません。
4. 家族の意向と障害のある人本人の意向は異なる場合がある
施設や職場で虐待があっても、障害のある人を預かってもらっているという気持ちから虐待事実を否定することがありますが、障害のある人本人の支援を中心に考える必要があります。
5. 虐待はあなたの回りでも起こりうる
どこでも障害者虐待は起こる可能性があることを認識しておくことが重要です。

まとめ

- ・今回の事例は、先に述べた「虐待をしている側の自覚は問わない」「障害のある人本人の自覚は問わない」というケースが関係したものでした。
現在は、グループホームからB型事業所へ通所され、生活リズムの整った生活を送られています。
- ・「虐待はあなたの回りでも起こりうる」とあります。
皆さんの周りでもこういったケースがあるかもしれません。
「おかしいと感じたら迷わず連絡する」見て見ぬふりをしないで、虐待に気づいたら速やかに市町村等に通報する義務になっています。
- ・障害のある本人が、その人らしくあたり前の生活ができるように皆さんで見守って行きましょう。

